

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a.
 - ・M&A に関する契約書の作成/事業承継計画の策定支援
 - ・企業買収や合併に伴う法的書類の準備
 - ・各種許認可の合併承認申請の支援
 - ・事業承継に必要な手続きのアドバイスや書類作成

これらを通じて、企業間のスムーズな取引と法的リスクの最小化を目指します。
- b.
 - ・地元の IT 企業や教育機関と連携し、IT スキルアップ講座を開催
 - ・IT 導入に関する個別相談を受け付け、企業ごとに最適な IT ソリューションを提案
 - ・サイバーセキュリティに関する啓発活動を行い、企業の安全対策を支援

これらを通して、IT 人材の育成を支援します。
- c.
 - ・地元の企業の要望に応じた専門家（弁護士、税理士、司法書士、IT コンサルタントなど）の選定
 - ・専門家との定期的な交流会を開催し、ネットワーキングを醸成

これにより、専門人材の紹介を促進します。
- d.
 - ・環境に関する補助金申請の手続き支援
 - ・環境マネジメントシステム（EMS）の構築支援
 - ・持続可能な資源利用に関する契約書の作成

これらを通じて、企業の環境負荷低減と経済的利益の両立を目指し、環境配慮型ビジネスモデルへの移行を促し、企業が社会的責任を果たすことをサポートします。
- e.
 - ・事業経営コンサルティングにおいて、経営者に対して健康経営の重要性を啓発
 - ・健康経営に関する個別相談を受け付け、企業ごとに適した施策を提案

これらを通じて、健康経営への寄与を図ります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

2024年7月23日

めぐみ行政書士事務所

企 業 名

代表行政書士・酒井 めぐみ

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。